

■平成26年度納税カレンダー（この納期限以外に随時分として特別に納期限を定めることがあります。）

税目等	納期限	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2
市県民税			1期		2期		3期		4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期				3期		4期	
軽自動車税		1期									
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

## 固定資産税に関するQ&A

**Q** 地価が下落することにより、土地の税額も下がりますか？

**A** 地価の下落により、評価額が前年度より下がった土地でも、負担調整措置により税額が上昇する場合があります。

負担調整措置とは、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が低い土地については、段階的に税額を引き上げていく仕組みのことで、

なお、土地の利用状況が変わったときや地目が変更された場合は、税額も変わります。

**Q** 所有していた土地を平成26年3月に売却し、所有権移転登記も済ませました。この場合、平成26年度の固定資産税は誰に課税されますか？

**A** 平成26年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に課税されます。たとえば、平成26年3月1日に売却されても平成26年度分の固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されます。

**Q** 平成22年9月に木造2階建て住宅を新築しましたが、平成26年度分からの固定資産税が高くなるのはなぜですか？

**A** 新築した住宅が一定の要件を満たすときは、新たに課税されることになった年度から3年度分限り、120㎡分の固定資産税額が2分の1に減額される特例があります。

この場合、H23・24・25年度分については減額されていましたが、平成26年度分から減額がなくなります。なお、3階以上の中高層耐火住宅については、同様の減額措置が5年間になります。（平成26年度に減額期間が終了される方には、納税通知書とは別にハガキでお知らせします。）

（長期優良住宅の認定を受けた新築家屋については、減額期間がさらに2年間延長されています。）

### 政府広報オンライン

#### 消費税に関するQ&A

**Q** 消費税率の引上げ分は、全額、本当に社会保障に使われるのでしょうか？

**A** 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化の財源となります。税制抜本改革法に沿って消費税率が10%まで引き上げられた場合（※）、消費税率5%引上げのうち、約1%分（2・8兆円程度）は子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実に、残りの約4%分（11・2兆円程度）は社会保障の安定化のための財源となります。

これにより、子や孫といった後世代への負担のつけ回しを減らすことにつながります。

※平成27年10月から消費税率を10%に引上げることが税制抜本改革法に定められていますが、同法附則第18条第2項により、改めて経済状況などを総合的に勘案した検討をおこないます。

（引用：政府広報オンライン）

URL <http://www.gov-online.go.jp/index.html>